

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第163号)

平成12年12月1日

横情審答申第163号

平成12年12月1日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成11年4月22日福 児第 号による次の諮問について，別紙のとおり答申します。

「H . . . 子どもを一時保護施設入所依頼した時の 児童相談所が作成した文書」の公文書の本人開示請求の却下決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、児童相談所における「H . . . 子どもを一時保護施設入所依頼した時の児童相談所が作成した文書」の公文書の本人開示請求を却下とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「H . . . 子どもを一時保護施設入所依頼した時の児童相談所が作成した文書」（以下「本件申立文書」という。）の本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成11年1月29日付で行った却下決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の却下理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第2条第2号にいう公文書が不存在のため、却下決定としたものであり、その理由は、次のように要約される。

平成 年 月 日に児童相談所において、異議申立人（以下「申立人」という。）と当所職員が面接し、その内容を申立人の子の指導記録に記録した。しかし、その指導記録には、一時保護依頼を受けた旨の記載がなく、「一時保護施設入所依頼を受けた時に作成した文書」は不存在であり、旧条例第2条第2号に規定する公文書が不存在のため、却下した。

なお、児童相談所においては、一時保護の相談・依頼があった場合、一時保護を必要とする児童の状況や親族の考え等を調査した上で、会議で検討し決定することとしている。

## 4 異議申立人の却下決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の却下決定に対する意見は、次のように要約される。

横浜市立大学附属病院の主治医から、親から離れて暮らすことはデメリットがあるが、加害者から離れた場所で暮らす平穏な心のメリットが大きく、児童相談所には施設があるので依頼したらとのアドバイスをもらい、児童相談所に相談した。しかし、児童相談所では、「加害者は児童相談所で、被害者は横浜市立大学附属病院でと分担した」とい

うので、「入院は目的が違う、心のケアであって、入所依頼は、加害者から物理的な距離をとる目的である。児童相談所の力がなければ先に進めない。」と、子どもの夏休み中の身の安全を考えて、入所依頼を強くお願いした。

担当者の「考えておく」との言葉に、「一時保護する場所を下見したいので施設の場所を教えてほしい、面会に行くのに場所を見ておきたい。」という、「場所はこちらで決めます。」等の会話をしている。

児童相談所は、依頼内容に応じたくないために文書を作成せず、相談を受けなかったことにしようとしている。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号。以下「新条例」という。）が平成 12 年 7 月 1 日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第 7 項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

### (2) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 1 条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため法第15条の規定により設置されている機関である。

児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、法第15条の 2 に規定するように、家庭その他からの児童の福祉に関する様々な相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので、措置の決定に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

### (3) 本件申立文書について

本件申立文書である申立人の子に関する指導記録は、児童相談所における児童やその保護者への相談援助活動の経過が集約された児童記録の中につづられているが、児童福祉司等によって、児童本人及び保護者への相談援助活動の経過、関係機関からの情報等が記録されたものである。

### (4) 却下決定の妥当性について

当審査会としては、申立人と実施機関との間に、一時保護施設入所依頼の有無に関

する意見の相違があることは認めるが、当該依頼の有無を判断することは、当審査会の審査対象外の事項であると考え、本件申立文書についての却下決定が妥当かどうかについて検討する。

本件申立文書を含む指導記録に対する本人開示請求については、横浜市公文書公開審査会（旧条例第16条）が、既に平成11年9月14日答申第129号により、実施機関がした非開示決定を妥当であると判断したところである。

その理由は、指導記録の記載事項は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号に該当するため、本人といえども開示しないものとしたものである。

本件申立文書は、答申第129号の対象となった指導記録の一部であることが認められるが、この答申を変更すべき格別の事由は見当たらない。

そうであるとすれば、実施機関が申立人の一時保護施設入所依頼を受けた旨の記載がないとして却下とした決定は、開示手続の重複や同一案件処理の長期化を避けることから、答申第129号の趣旨と異なることを理由に、これを否定すべきものではないと考える。

なお、当審査会は、当該指導記録には、一時保護施設入所依頼を受けた旨の記載はないことを確認したところである。

#### (5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書は、存在すると認めることができないものであることから、実施機関が、公文書の本人開示請求を却下とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年4月22日	・ 諮問
平成11年5月28日 (第201回審査会)	・ 諮問の報告
平成11年5月31日	・ 実施機関から却下理由説明書を受理
平成11年7月29日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議